

3 購入記録情報の提供

(購入記録情報の提供手続の概要)

問37 国税庁長官への購入記録情報の提供手続の概要について教えてください。

【答】

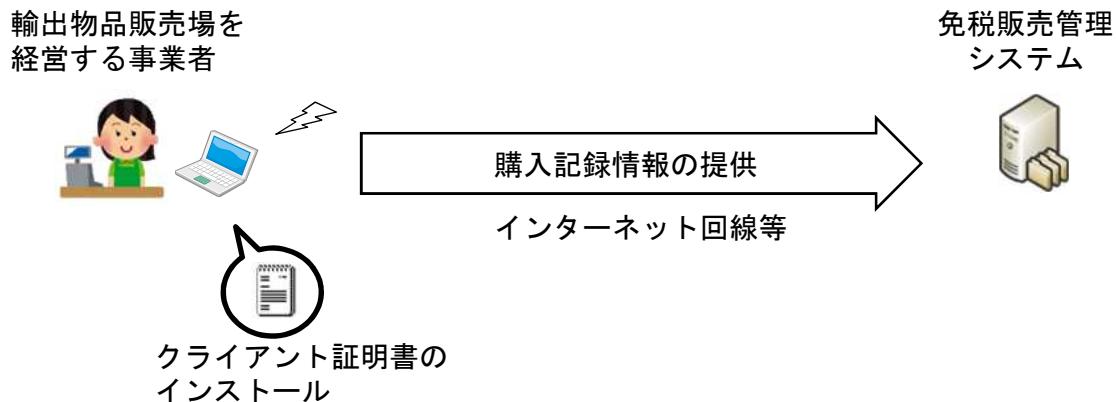
購入記録情報は、免税販売手続の際、電子情報処理組織を使用する方法により、遅滞なく国税庁長官に提供しなければなりません（消令18⑦、消規則6の2④）。

電子情報処理組織とは、国税庁の使用する電子計算機と事業者の使用する電子計算機（入出力装置を含みます。）を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。

また、電子情報処理組織を使用する方法とは、国税庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた事業者の電子計算機から、氏名又は名称を明らかにして購入記録情報を提供する方法をいいます（消令18⑦、消規則6の2④）。

具体的には、事業者のパソコン等の送信機器からインターネット回線等を通じて国税庁が運用する免税販売管理システム（購入記録情報を受け付けるためのシステム）に接続し（認証の仕組みとして電子証明書（クライアント証明書）を活用します。）、購入記録情報をデータで送信することとなります。

免税販売管理システムの概要については問132を、電子証明書（クライアント証明書）の概要については問45をご参照ください。



(購入記録情報を提供するための手続)

問38 購入記録情報を提供するための手続を教えてください。

【答】

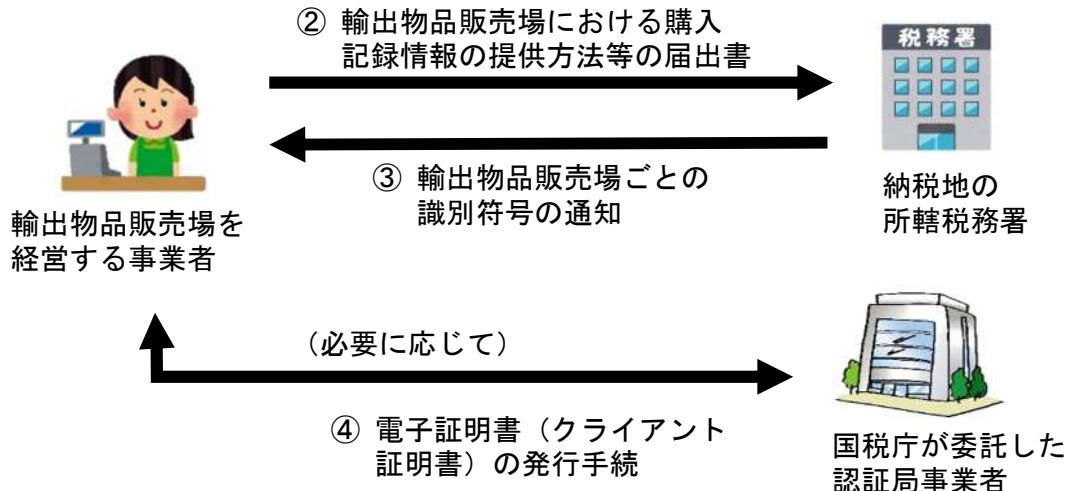
購入記録情報を国税庁長官に提供するためには、輸出物品販売場ごとに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を作成し、輸出物品販売場を経営する事業者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消令18⑦、消規則6の2①）。当該届出書を提出することにより、輸出物品販売場ごとの識別符号の通知（消規則6の2②）及び電

子証明書（クライアント証明書）の発行が行われます。

なお、識別符号は、購入記録情報の記録事項です（消規則6⑨二）。

「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」については問53を、電子証明書（クライアント証明書）の発行要否の判断については問55をご参照ください。

① 購入記録情報の
提供方法の決定



(購入記録情報を提供するためのシステム対応等の準備)

問39 購入記録情報を提供するためには、システム面でどのような準備が必要ですか。

【答】

購入記録情報は、電気通信回線（インターネット回線等）を通じて、国税庁長官に提供する必要があります。

したがって、輸出物品販売場を経営する事業者は、インターネット回線等に接続可能な環境を用意した上、国税庁ホームページに掲載されている「免税販売管理システムAPI仕様書」に基づき作成した購入記録情報を国税庁長官に提供するためのシステムを構築する必要があります。

輸出物品販売場を経営する事業者において、システムの構築を行うことが困難である場合には、

- ① 他の事業者が提供する購入記録情報の提供のための送信ソフトウェアやアプリケーション等のサービスを活用する
- ② 承認送信事業者（問104参照）から購入記録情報を提供することができる特例を活用する等の対応が考えられます。

また、購入記録情報には、免税購入対象者から提供を受けた旅券等に記載された情報が含まれるため、当該情報を記録するための準備が必要となります。具体的には、旅券等に記載

された免税購入対象者の氏名、国籍、在留資格、上陸年月日等を記録するためのパスポートリーダー等の機器の準備が挙げられますが、手入力による方法でも差し支えありません（パスポートリーダーの読み取対象外となる在留資格及び上陸年月日については、別途入力作業が生じる可能性があります。）。

（証明書類に記載された情報の提供等）

問40 日本国籍を有する免税購入対象者から提示された証明書類の情報については、購入記録情報に設定する必要はありますか。

【答】

日本国籍を有する免税購入対象者であることを確認した証明書類の情報については、購入記録情報に設定して国税庁長官に提供する必要がありますが、証明書類の写しが提出された場合は、証明書類の写しを保存することにより対応しても差し支えありません。

なお、証明書類の写しが提出された場合も、免税販売手続の電子化は、販売場の事務負担軽減や旅行者の利便性向上のために実施されたものであるため、システム改修等に対応可能な場合は、できる限り証明書類の情報を購入記録情報に設定して国税庁長官に提供するようお願いいたします。

日本国籍を有する免税購入対象者から提示された証明書類の情報の具体的な購入記録情報への設定方法については、問149をご参照ください。

（インターネット環境がない場合）

問41 当社は、インターネット環境を有していないませんが、その場合は「免税販売手続の電子化」にどのように対応したらよいですか。

【答】

購入記録情報は、免税販売手続の際、国税庁の使用する電子計算機（入出力装置を含みます。）と事業者の使用する電子計算機を電気通信回線（インターネット回線等）で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、遅滞なく国税庁長官に提供しなければなりません（消令18⑦）。

したがって、免税販売を行うためには、インターネット回線等に接続可能な環境を準備する必要があります。

なお、承認送信事業者から購入記録情報を提供する場合も、一般的には、承認送信事業者と購入記録情報の提供に必要な情報を共有するために、インターネット回線等に接続可能な環境を準備する必要があります。承認送信事業者については、問104～114をご参照ください。

(インターネット環境以外での購入記録情報の提供)

問42 当社のセキュリティポリシーの関係から、お客様の個人情報が含まれる購入記録情報の提供については、インターネット環境以外の回線で提供したいのですが、どのような方法が可能ですか。

【答】

免税販売管理システムに購入記録情報を提供するための通信回線は、インターネット回線によるほか、国税庁が用意した I P—V P N 回線によることもできます。I P—V P N 回線を利用する場合、国税庁が契約した I P—V P N 回線業者との契約及び費用負担が生じます。I P—V P N 回線の利用に関する手続については、国税庁ホームページをご参照ください。なお、免税販売管理システムでは、インターネット回線を含め、ネットワーク上を流れる個人情報等を暗号化することにより、盗み見及び改ざん防止を図っています。

(購入記録情報の記録事項)

問43 購入記録情報として提供する事項について、具体的に教えてください。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売手続の際、電子情報処理組織を使用して、購入記録情報を遅滞なく国税庁長官に提供しなければなりません（消令18⑦）。具体的には、事業者のパソコン等の機器からインターネット回線等を通じて国税庁が運用する免税販売管理システムに購入記録情報をデータで送信します。

購入記録情報とは、次の事項が記録された電磁的記録をいいます（消規則 6⑨）。

- ① 免税購入対象者から提供を受けた旅券等に記載された情報（問28参照）
- ② 免税購入対象者が日本国籍を有する場合には、証明書類に記載された情報（問29参照）
- ③ 輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称及び納税地
- ④ 輸出物品販売場の名称（自動販売機型輸出物品販売場の場合は、指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号）、所在地及び税務署長から通知を受けた識別符号
- ⑤ 免税対象物品の譲渡の年月日
- ⑥ 免税対象物品の品名、品名ごとの数量、価額及び一般物品又は消耗品の別並びにその免税対象物品の価額の合計額
- ⑦ 免税購入対象者が購入した免税対象物品を、その場で運送業者（代理人を含みます。）に引き渡す方法により海外へ直送する場合は、その運送業者の氏名又は名称
- ⑧ 免税手続カウンターにおける手続等の特例（問88参照）を受ける場合には、その旨
- ⑨ 免税対象物品の譲渡が軽減対象課税資産の譲渡等^(注)である場合には、その旨

(注) 飲食料品（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たした一体資産を含みます。）の譲渡をいいます。

その他の必要となる記録項目と内容については、国税庁ホームページに掲載している「免税販売管理システムAPI仕様書」の「4. 1. 2 インターフェース定義」及び別紙1-1又は別紙1-2「購入記録情報インターフェース」をご確認ください。

(輸出物品販売場ごとの識別符号)

問44 購入記録情報として提供する輸出物品販売場の識別符号について、具体的に教えてください。

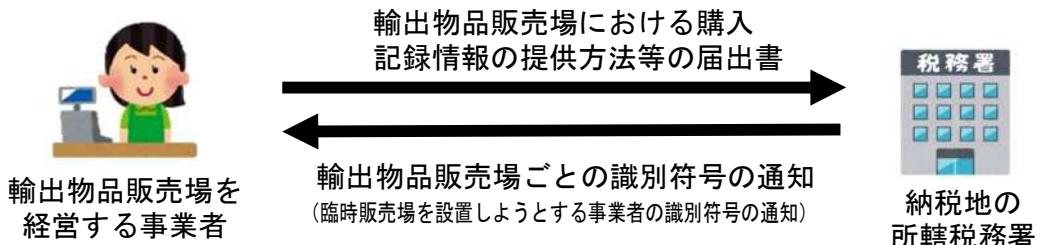
【答】

輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報を提供するに当たって、あらかじめその納税地の所轄税務署長に経営する輸出物品販売場ごとに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出しなければなりません（消令18⑦、消規則6の2①）。

当該届出書を提出した事業者に対しては、税務署長から輸出物品販売場ごとの識別符号又は臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号が通知されます（消規則6の2②）。

通知された識別符号については、購入記録情報に記録する必要があります。（消規則6⑨二）。

当該届出書については、問53をご参照ください。



(氏名又は名称を明らかにする措置)

問45 購入記録情報を提供する際、国税庁長官の定める方法により「氏名又は名称を明らかにする措置」が必要とのことですが、具体的に教えてください。

【答】

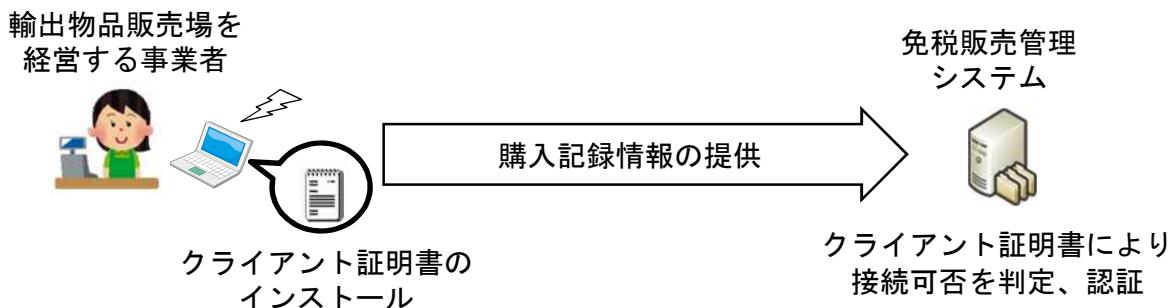
輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報を提供する際、国税庁長官の定める方法により「氏名又は名称を明らかにする措置」を講じなければなりません（消令18⑧）。

具体的には、免税販売管理システムでは、電子証明書（クライアント証明書）により「氏名又は名称」を識別する仕組みとなっているため、輸出物品販売場を経営する事業者又は承認送信事業者は、「氏名又は名称を明らかにする措置」として、電子証明書（クライアント証明書）をインストールした送信機器から購入記録情報を送信する必要があります。

なお、免税販売管理システムには、電子証明書（クライアント証明書）がインストールさ

れた送信機器からのみ購入記録情報を送信することができます。

また、電子証明書（クライアント証明書）については、事業者からの届出により国税庁が委託する認証局を通じて順次発行することとなります。電子証明書（クライアント証明書）が必要となる場合及び具体的な届出手続については、問53～57をご参照ください。



(電子証明書（クライアント証明書）の有効期限等)

問46 電子証明書（クライアント証明書）に有効期限・利用料金があれば教えてください。

【答】

電子証明書（クライアント証明書）は、輸出物品販売場の廃止や購入記録情報の提供方法の変更等により、不要になった場合は、失効することとなります。

また、電子証明書（クライアント証明書）の有効期限は、3年間（発行日から3年後の月末日）です。引き続き電子証明書（クライアント証明書）を利用する場合は、有効期間が満了する前に、新しい電子証明書（クライアント証明書）への更新作業を実施する必要があります。詳しくは、国税庁ホームページの「国税庁認証局（クライアント証明書発行手続等について）」をご参照ください。

なお、国税庁や認証局が、電子証明書（クライアント証明書）の利用料金を徴収することはありません。

(購入記録情報の作成・提供の単位)

問47 購入記録情報はどの単位で作成し、国税庁長官に提供することとなりますか。

【答】

購入記録情報は、免税販売手続の際、「遅滞なく」国税庁長官に提供しなければなりません（消令18⑦）。

したがって、購入記録情報は、免税販売手続の都度、1回の免税販売を1件の購入記録情報として国税庁長官に提供することとなります（手続委託型輸出物品販売場においては、承認免税手続事業者が行う免税販売手続の都度、手続委託型輸出物品販売場ごとに区分して、1回の免税販売を1件の購入記録情報として国税庁長官に提供することとなります。）。

なお、免税販売管理システムの設計上、1回の免税販売であっても2件以上に分割して購

入記録情報を提供しなければならない場合があります。購入記録情報1件の品目数の上限については問152を、免税対象物品の一部をその場で運送業者に引き渡す場合の取扱いについては問65をご参照ください。

(「遅滞なく」の意義)

問48 購入記録情報は、免税販売手続の際、遅滞なく国税庁長官に提供しなければならないとのことですが、この「遅滞なく」の意味について、具体的に教えてください。

【答】

購入記録情報は、免税販売手続の際、「遅滞なく」国税庁長官に提供しなければなりません(消令18⑦)。

「遅滞なく」とは、「事情の許す限り最も速やかに」ということを意味し、購入記録情報は、免税販売手続を行った都度、即時に国税庁長官に提供する必要があります。

したがって、バッチ処理により1日1回提供することや一定件数をまとめて提供すること等は、「遅滞なく」提供することに該当しません。

なお、遅滞なく提供されない場合は、免税販売の要件を満たさないこととなるため、免税販売管理システムで購入記録情報を正常に受け付けたとしても、消費税は免除されないことがあります。

(購入記録情報が提供できない場合)

問49 電気通信回線の故障で購入記録情報が遅滞なく提供できない場合、どうすればよいですか。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報の提供につき、災害その他やむを得ない事情により国税庁長官に提供することができなかった場合には、その災害その他やむを得ない事情がやんだ後、速やかに購入記録情報を国税庁長官に提供しなければなりません(消令18⑨)。

「災害その他やむを得ない事情」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないものに基因する災害や、これらの災害に準ずるような状況又は購入記録情報の提供を遅滞なく行うことができなかつたことにつき事業者の責めに帰することができない状況にある事態をいい、免税販売管理システムの障害により購入記録情報を提供できなかつた場合も含まれます(消基通8-3-5)。

したがって、電気通信回線の故障やシステム障害等の自己の責任によらない事情により購入記録情報を提供できなかつた場合は、早期に電気通信回線の故障等の復旧に努め、復旧後、

速やかに購入記録情報を提供することを前提に、免税販売を行うこととなります。

なお、この場合は、事後送信である旨及びその要因等を備考欄に設定して、購入記録情報を提供します。

(一般物品を消耗品として免税販売する場合における購入記録情報の記録事項)

問50 一般物品を消耗品として免税販売する場合、購入記録情報の記録事項はどのように設定すればよいか教えてください。

【答】

一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装（問34参照）することで、消耗品として免税対象金額の判定を行うことができます（消令18④二）（問14参照）。

この場合、一般物品についても、消耗品として購入記録情報を送信します。

(購入記録情報の保存)

問51 国税庁長官に提供した購入記録情報はどのように保存したらよいですか。また、紙での保存は認められますか。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者は、国税庁長官に提供した購入記録情報を整理して、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、その納税地又は免税販売を行った輸出物品販売場の所在地に保存しなければなりません（消法8②、消令18⑯、消規則7）。

購入記録情報は、電磁的記録又は印刷した書面により保存することとなります。

購入記録情報を電磁的記録により保存する場合は、電子帳簿保存法規則第4条第1項に従って、以下の措置を講じる必要があります（消規則7②）。

① 次のイからニまでのいずれかの措置を行うこと。

イ 購入記録情報に自らタイムスタンプを付した後、購入記録情報の提供を行うこと又はタイムスタンプが付された購入記録情報を承認送信事業者から受領すること（電子帳簿保存法規則4①一）。

ロ 購入記録情報の提供後速やかに又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに（購入記録情報の提供からタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限ります。）タイムスタンプを付すとともに、購入記録情報の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと（電子帳簿保存法規則4①二）。

ハ 次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して購入記録情報の提供及び保存を行うこと（電子帳簿保存法規則4①三）。

(イ) 購入記録情報の訂正又は削除を行った場合には、その事実及び内容を確認することができること。

(ロ) 購入記録情報の訂正又は削除を行うことができないこと。

二 購入記録情報について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、この規程に沿った運用を行い、購入記録情報の保存に併せて、この規定の備付けを行うこと（電子帳簿保存法規則4①四）。

② 購入記録情報の保存等に併せて、システム概要書の備付けを行うこと（電子帳簿保存法規則2②一イ、4①）。

③ 購入記録情報の保存等をする場所に、その電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくこと（電子帳簿保存法規則2①二、4①）。

④ 検索機能を確保しておくこと（電子帳簿保存法規則2⑥六、4①）。

なお、購入記録情報の場合は、次の検索項目となります。

- ・ 免税対象物品の譲渡年月日、免税対象物品の価額その他の主要な項目（免税購入対象者の氏名、輸出物品販売場の名称等）を検索条件として設定できること。
- ・ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定できること。
- ・ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できること。

ただし、税務職員による質問検査に応じるべく購入記録情報のダウンロードができるようしている場合には、上記の検索項目のうち「日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定できること。」及び「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できること。」については不要です。

（注） 承認送信事業者を通じて購入記録情報を国税庁長官に提供する場合は、承認送信事業者から購入記録情報の提供を受けて保存することとなります。詳しくは、問109、110をご参照ください。

購入記録情報を出力（印刷等）することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力（印刷等）したものに限ります。）を保存する場合、納税地又は免税販売を行った輸出物品販売場の所在地に上記と同様に7年間、出力（印刷等）した書面を整理して保存しなければなりません（消規則7③）。

（参考1） 購入記録情報に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重されます。

（参考2） 電子帳簿保存法上の保存方法等については、国税庁ホームページに掲載されている「電子帳簿保存法取扱通達解説（趣旨説明）」や「電子帳簿保存法一問一答（Q &

A)」をご参照ください。

(証明書類の写しの保存)

問52 証明書類の写しはどのように保存したらよいですか。

【答】

日本国籍を有する免税購入対象者から提出された証明書類の写しを保存する場合、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又は輸出物品販売場の所在地に保存しなければなりません（消法8②、消令18⑯、消規則7①）。

なお、証明書類の写しについて、スキャナで読み取り保存する場合には、一般書類（資金や物の流れに直結・連動しない書類）として電子帳簿保存法の規程に基づき保存することとなります。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている「電子帳簿保存法取扱通達解説（趣旨説明）」や「電子帳簿保存法一問一答（Q & A）」をご参照ください。

(輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書)

問53 「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」について教えてください。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報を国税庁長官に提供するためには、あらかじめその納税地の所轄税務署長に対して、次の事項を記載した「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出する必要があります（消令18⑦、消規則6の2①）。

※「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の記載事項

- ① 輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称（代表者の氏名を含みます。）、納税地、法人番号（法人番号を有しない者にあっては、輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称（代表者の氏名を含みます。）、納税地）
- ② 輸出物品販売場の所在地
- ③ 輸出物品販売場を経営する事業者の電子メールアドレス
- ④ 承認送信事業者が購入記録情報の提供を行う場合にあっては、その旨及びその承認送信事業者の識別符号
- ⑤ 臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けた事業者にあっては、その旨
- ⑥ その他参考となるべき事項

当該届出書を提出した場合、輸出物品販売場ごとの識別符号又は臨時販売場を設置しよう

とする事業者の識別符号が通知されます（消規則6の2②）。

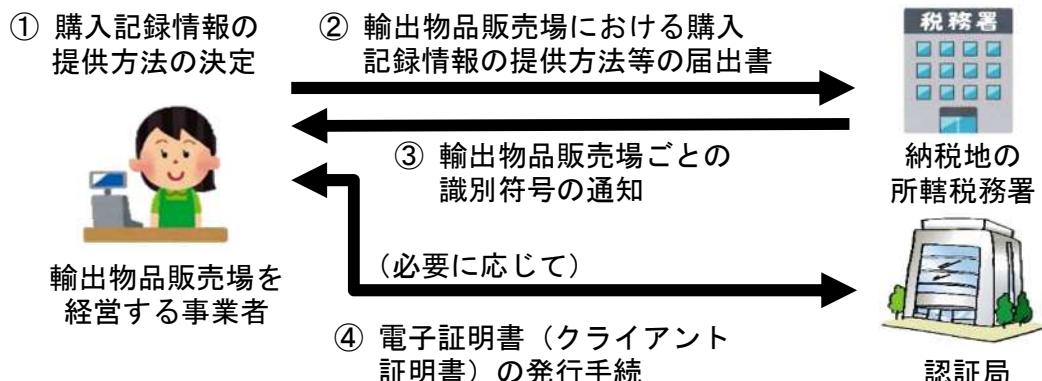
なお、当該届出書の「電子証明書の発行の要否」欄に「必要」のチェックを付した場合は、電子証明書（クライアント証明書）を国税庁から委託を受けた認証局より発行されます。具体的な流れについては、国税庁ホームページの「国税庁認証局（クライアント証明書発行手続等について）」をご参照ください。

また、識別符号の通知及び電子証明書（クライアント証明書）の発行については、一定の期間が必要となりますので、時間的余裕を持って届出書を提出してください。

「臨時販売場を設置しようとする事業者の届出書」の提出については、問129をご参照ください。

(注) 識別符号の通知を受けている一般型輸出物品販売場が、一般型輸出物品販売場から手続委託型輸出物品販売場へ変更するため、改めて手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた（受けようとする）場合は、それぞれ別の輸出物品販売場であることから、手続委託型輸出物品販売場の「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出し、手続委託型輸出物品販売場の識別符号の通知を受ける必要があります。

手続委託型輸出物品販売場から一般型輸出物品販売場へ変更するため、改めて一般型輸出物品販売場の許可を受けた（受けようとする）場合も同様です。



(届出書に記載すべき電子メールアドレス)

問54 「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」に記載する電子メールアドレスについて教えてください。

【答】

「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」に記載された電子メールアドレスは、電子証明書（クライアント証明書）の発行・更新手続に使用するため、電子証明書（クライアント証明書）が必要となる場合のみ記載してください。

また、記載する電子メールアドレスは、電子証明書（クライアント証明書）の発行手続を受ける担当者等が使用する適宜の電子メールアドレスで差し支えありません（ドメイン等の

制限はありません。)。ただし、担当者等の交代等により電子メールアドレスの変更があった場合には、電子証明書（クライアント証明書）に関する手続等の連絡を確実に行うために、遅滞なく「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」を提出する必要があります。詳しくは、問58をご参照ください。

なお、「o」（オー）と「0」（ゼロ）等の判読が紛らわしい文字が含まれる場合は、電子証明書（クライアント証明書）の発行を円滑に行うため、e-Taxで提出する又はフリガナ欄に明示する等の対応をお願いします。

(電子証明書（クライアント証明書）の発行要否の判断)

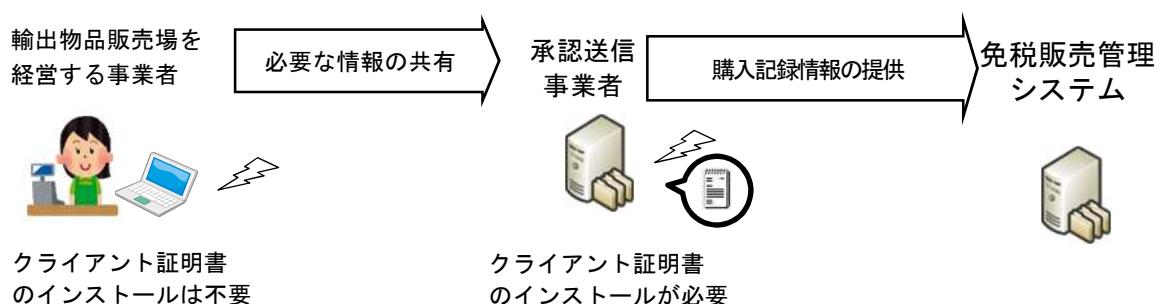
問55 「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」に記載する電子証明書の発行要否について、どのように判断すればよいですか。

【答】

電子証明書（クライアント証明書）は、電気通信回線を通じて免税販売管理システムに接続する送信機器にインストールするものであるため、こうした送信機器を使用する場合に必要となります。

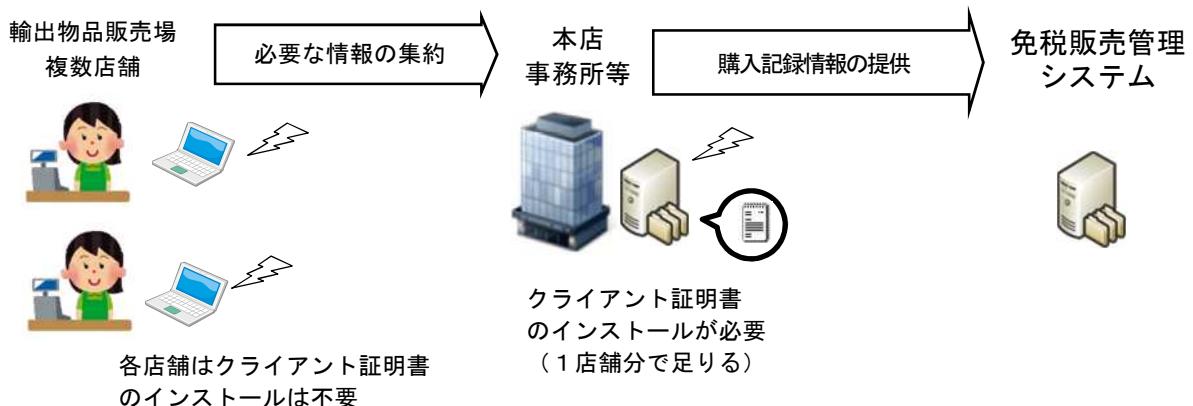
《具体例》

- ① 輸出物品販売場を経営する事業者自ら購入記録情報の提供を行わない場合（承認送信事業者に購入記録情報の送信を委託する場合）



⇒ 輸出物品販売場を経営する事業者においては、電子証明書（クライアント証明書）は不要となります（届出書の「承認送信事業者が購入記録情報の提供を行う場合」欄に必要事項を記入することになります。）。

- ② 複数の輸出物品販売場を経営する事業者が、送信機器を本店事務所等に1台設置し、その送信機器から経営する全ての輸出物品販売場の購入記録情報の提供を行う場合



⇒ 少なくとも一つの輸出物品販売場について、電子証明書（クライアント証明書）の発行が必要として届出書の提出を行う必要があります。

なお、電子証明書（クライアント証明書）は、届出書を提出した輸出物品販売場に対して発行されるため、当輸出物品販売場が廃止等された場合は失効します。

電子証明書（クライアント証明書）が失効した場合は、新たに別の輸出物品販売場についての電子証明書（クライアント証明書）の発行を受ける必要があるため、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」を提出してください。詳しくは、問61をご参照ください。

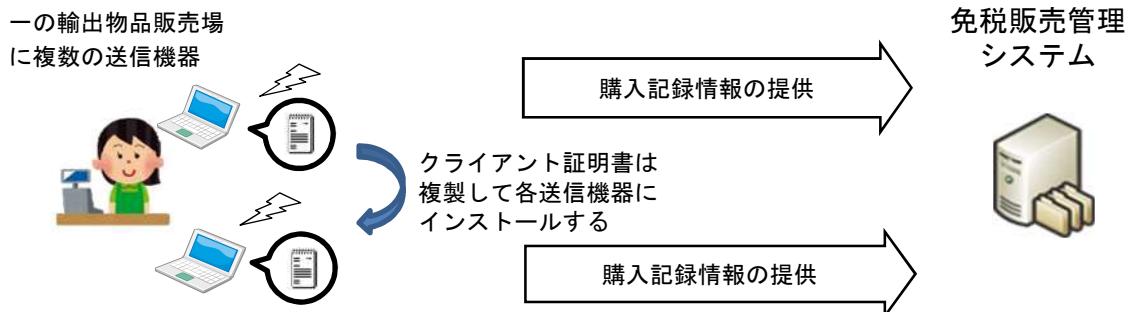
(1店舗に複数の送信機器を有する場合の電子証明書（クライアント証明書）の発行手続)

問56 当社は、経営する輸出物品販売場に送信機器を複数設置し、その複数の送信機器からそれぞれ購入記録情報の提供を行います。このとき、設置する送信機器数の電子証明書（クライアント証明書）の発行を受ける必要がありますか。

【答】

購入記録情報の提供に係る送信機器にインストールする電子証明書（クライアント証明書）については、一つの識別符号に対して1通となります。電子証明書（クライアント証明書）は、複製することで複数の送信機器にインストールできます。

したがって、同じ輸出物品販売場内の送信機器ごとに電子証明書（クライアント証明書）の発行を受ける必要はありません。



(他の事業者が提供する送信ソフトウェア等を利用する場合の電子証明書（クライアント証明書）)

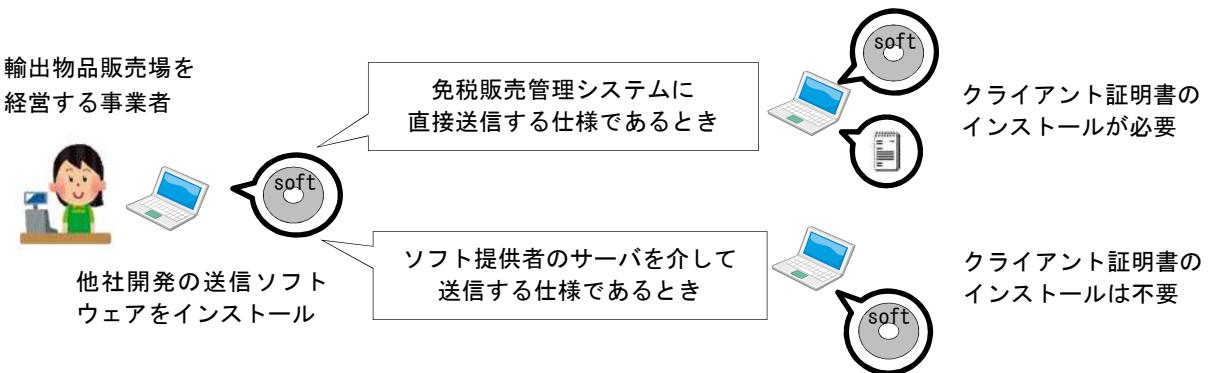
問57 当社は、購入記録情報の提供のためのシステム対応として、他の事業者が提供する送信ソフトウェアを当社のパソコン機器にインストールすることを考えていますが、この場合は、当社のパソコン機器について電子証明書（クライアント証明書）の発行を受ける必要がありますか。

【答】

送信ソフトウェアをインストールしたパソコン機器から免税販売管理システムに直接購入記録情報を送信する仕様である場合は、パソコン機器に電子証明書（クライアント証明書）をインストールする必要があるため、電子証明書（クライアント証明書）の発行を受ける必要があります。

一方、送信ソフトウェアをインストールしたパソコン機器から送信ソフトウェアの提供者等のシステムサーバ等を介して免税販売管理システムに購入記録情報を送信する仕様である場合は、送信ソフトウェアの提供者等が承認送信事業者として免税販売管理システムに購入記録情報を送信することとなり、パソコン機器に電子証明書（クライアント証明書）のインストールは不要なため、電子証明書（クライアント証明書）の発行を受ける必要はありません。

したがって、電子証明書（クライアント証明書）の発行要否については、利用される送信ソフトウェアの仕様により異なるため、送信ソフトウェアの説明書等をご確認ください。



(輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書（電子メールアドレス）)

問58 「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の提出後、その届出書に記載した電子メールアドレスを変更したのですが、この場合の手続について教えてください。

【答】

「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」に記載した事項に変更があった場合には、遅滞なく、変更があった旨及び次の事項を記載した「輸出物品販売場にお

ける購入記録情報の提供方法等の変更届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することとされています（消規則6の2③）。

«「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」の記載事項»

- ① 輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称（代表者の氏名を含みます。）、納税地、法人番号（法人番号を有しない者にあっては、輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称（代表者の氏名を含みます。）、納税地）
- ② 変更に係る輸出物品販売場の所在地
- ③ 変更の内容
- ④ その他参考となるべき事項

したがって、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」に記載した電子メールアドレスを変更した場合は、変更後の電子メールアドレスを「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」に記載し、納税地の所轄税務署長に遅滞なく提出する必要があります。

（輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書（提供方法の変更①））

問59 当初、承認送信事業者に購入記録情報の提供を委託することとして「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出し、識別符号の通知のみを受けていましたが、今般、購入記録情報の提供を自ら行う方法に変更し、電子証明書（クライアント証明書）の発行を受けたいと考えています。この場合の手続について教えてください。

【答】

「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」に記載した事項に変更があった場合には、遅滞なく、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」（記載事項については問58参照）を納税地の所轄税務署長に提出することとされています（消規則6の2③）。

したがって、承認送信事業者に購入記録情報の提供を委託する内容の「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出していた場合に、購入記録情報の提供を自ら行う方法に変更した場合は、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」を納税地の所轄税務署長に遅滞なく提出する必要があります。

また、電子証明書（クライアント証明書）の発行を受ける場合は、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」に「電子証明書の失効・発行」欄の「新たに電子証明書の発行を受ける」のチェック及び電子メールアドレスを記載の上、納税地の所轄税務署長に提出してください。

電子証明書（クライアント証明書）の発行手続には一定の時間を要するため、時間的余裕を持って届出書を提出してください。

識別符号については、当初通知を受けたものを継続して利用することになります。

(輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書（提供方法の変更②）)

問60 当初、自ら購入記録情報を提供することとして「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出し、電子証明書（クライアント証明書）の発行を受けていましたが、承認送信事業者に購入記録情報の提供を委託することとなりました。この場合の手續について教えてください。

【答】

「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」に記載した事項に変更があった場合には、遅滞なく、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」（記載事項については問58参照）を納税地の所轄税務署長に提出することとされています（消規則6の2③）。

したがって、自ら購入記録情報を提供する方法から承認送信事業者を利用して提供する方法に変更した場合は、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」に承認送信事業者が提供する旨並びにその承認送信事業者の識別符号及び氏名又は名称等の必要事項を記載して、納税地の所轄税務署長に遅滞なく提出する必要があります。

電子証明書（クライアント証明書）を失効させる必要がある場合は、この届出書の「電子証明書の失効・発行」欄の「発行を受けた電子証明書を失効させる」にチェックします。

なお、識別符号については、当初通知を受けたものを継続して利用することになります。

(輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書（電子証明書（クライアント証明書）の発行要否の変更）)

問61 当社は、複数の輸出物品販売場を経営しており、本店事務所に設置した送信機器から経営する全ての輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供を行っています。今般、経営する一部の輸出物品販売場の廃止手続を行いますが、本店事務所に設置した送信機器にインストールしている電子証明書（クライアント証明書）については、廃止する輸出物品販売場について発行を受けていたものです。当社は、存続する輸出物品販売場に係る購入記録情報を引き続き本店事務所に設置した送信機器から提供したいと考えていますが、この場合の手續について教えてください。

【答】

「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」に記載した事項に変更があった場合には、遅滞なく、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」（記載事項については問58参照）を納税地の所轄税務署長に提出することとされています（消規則6の2③）。

輸出物品販売場の廃止手続を行った場合、電子証明書（クライアント証明書）が失効することから、存続する輸出物品販売場の購入記録情報の送信を引き続き行うために、新たに電子証明書（クライアント証明書）の発行を受ける必要があります。

したがって、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」の「変更事項」欄については、便宜上「2届出者自らが提供する方法に変更」へのチェック、「変更後」欄に「電子証明書（クライアント証明書）の発行要否の変更」である旨の記載、「電子証明書の失効・発行」欄の「新たに電子証明書の発行を受ける」へのチェック、電子メールアドレスを記載して、輸出物品販売場を経営する事業者の納税地の所轄税務署長に提出します。

なお、電子証明書（クライアント証明書）の発行手続に一定の時間を要しますので、時間的余裕を持って提出してください。

また、廃止する輸出物品販売場については、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」を提出する必要はありません（「輸出物品販売場廃止届出書」の提出は必要となります。）。

（複数の販売場に係る届出書の提出）

問62 複数の販売場等について、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の提出をまとめて行うことは可能ですか。

【答】

「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」は、輸出物品販売場ごとに提出することとされています。ただし、複数の輸出物品販売場に係る届出書をまとめて提出する場合は、必要事項を記載した適宜の様式を添付して、納税地の所轄税務署長に提出することができます。

なお、電子証明書（クライアント証明書）の発行に必要なため、輸出物品販売場ごとに「電子証明書の発行の要否」（必要である場合は電子メールアドレスを含みます。）等の「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の記載事項を明示する必要があります。

（輸出物品販売場を開設する場合の「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の提出時期について）

問63 新たに輸出物品販売場を開設する場合、「輸出物品販売場許可申請書」と「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」は同時に提出することはできますか。

【答】

新たに輸出物品販売場の許可を受けようとする場合は、「輸出物品販売場許可申請書」と

「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を同時に提出することができます（消基通8-3-1）。